

広島県告示第九百九十九号

平成十七年広島県告示第千三百号（広島県港湾施設管理条例の規定により知事が指定管理者に管理させる港湾施設）の一部を次のように改正し、令和八年十月五日から施行する。

令和八年十月五日

広島県知事 横田 美香

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

(略)		広島島港				港湾名	
(略)	(略)	(略)	荷さ ばき 施設	(略)	交通 施設	(略)	港湾 施設
(略)	(略)	(略)	宇品外貿三 号県営上屋	(略)	臨港道路出 島西岸壁線	(略)	港湾施設の 名称
(略)	(略)	(略)	九三 丁目四番五一 同四番	(略)	広島市南区出島一丁目 一番五 同一番一 二丁目一番二 同一 一番二三	(略)	位置

(略)		広島島港				港湾名	
(略)	(略)	(略)	荷さ ばき 施設	(略)	交通 施設	(略)	港湾 施設
(略)	(略)	(略)	宇品外貿四 号県営上屋	(略)	臨港道路出 島西岸壁線	(略)	港湾施設の 名称
(略)	(略)	(略)	九三 丁目一三〇四番一九	(略)	広島市南区出島一丁目 一番一 同一番一 二 同出島二丁目一 番二 同一番二三	(略)	位置